

第三節の四 國際戰略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

例

- 第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十日までの間に同法第二十七条第一項の指定を受けた同項に規定する指定特定事業法人（以下この項において「指定特定事業法人」という。）に該当するもの（次条の規定の適用を受けるものを除く。）が、当該各事業年度（当該指定の日（当該指定特定事業法人が合併法人である場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日。以下この項において「指定日」という。）から当該指定日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に終了する事業年度に限るものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。）において、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る同法第二十七条第一項に規定する事業のうち政令で定めるものに係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 2) 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。
- 3) 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 4) 指定期間内に終了する各事業年度（当該指定期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定期間内に終了する各連結事業年度。以下の項において「適用対象年度」という。）において第一項の規定の適用を受けた法人（当該適用対象年度において第六十八条の六十三の二第一項の規定の適用

を受けた連結法人に該当するものを含む。)が、総合特別区域法第二十七条第三項の規定により同条第一項の指定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の六十三の二第一項の規定により損金の額に算入された金額)の合計額は、当該指定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これららの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例

第六十一条の二 青色申告書を提出する内国法人で、各事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する研究開発事業計画(以下この項において「研究開発事業計画」という。)又は同法第六条第一項に規定する統括事業計画(以下この項において「統括事業計画」という。)のこれららの規定の認定を受けた同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者(以下この項において「認定研究開発事業法人」という。)又は同条第一項に規定する認定統括事業者(以下この項において「認定統括事業法人」という。)に該当するものが、当該各事業年度(当該認定の日から同日以後五年を経過する日までの期間(第四項において「認定期間」という。)内に終了する事業年度に限るものとし、認定研究開発事業法人にあつては第四十二条の四の規定又は第四十二条の十一若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を、認定統括事業法人にあつては第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という。)において当該認定に係る研究開発事業計画に記載された同法第二条第二項に規定する研

究開発事業又は統括事業計画に記載された同条第四項に規定する統括事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3| 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4| 認定期間内に終了する各事業年度（当該認定期間内に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該認定期間に終了する各連結事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）において第一項の規定の適用を受けた法人（当該適用対象年度において第六十八条の六第十三条第一項の規定の適用を受けた連結法人に該当するものを含む。）が、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第五条第二項若しくは第三項の規定により同法第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のものを含む。）が、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第五条第二項若しくは第三項の規定により同法第六条第一項の認定（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のものを含む。）を取り消され、又は同法第七条第二項若しくは第三項の規定により同法第六条第一項の認定（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のものを含む。）を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の六第十三条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額）の合計額は、これらの認定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5| 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

6| 第二項、第三項及び前項に定めるものほか、第一項又は第四項の規定の適用

を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例

(農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の三 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業經營基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

216 省略

7 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の農業經營基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例

(農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業經營基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

216 同上

7 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の農業經營基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の

農業経営基盤強化準備金を含む。) を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合 (第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。) について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「者でないとき」とあるのは、「者又は第六十一条の三第一項に規定する認定農業生産法人等でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは、「第六十一条の三第二項」と、「同条第十項」とあるのは、「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

8 省略

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の二 省略

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定 (第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらとの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。) は、適用しない。

5 省略

第四節の二 文際費等の課税の特例

(文際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に開始する各事業年度において支出する文際費等の額 (当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額 (資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額) が一億円以下である法人 (法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。) については、当該文際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額) は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一二 省略

農業経営基盤強化準備金を含む。) を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合 (第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。) について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは、「第六十一条の二第一項に規定する認定農業生産法人等でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「同条第十項」とあるのは、「第六十一条の二第二項」と、「同条第十項」とあるのは、「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

8 同上

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 同上

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定 (第四十六条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。) は、適用しない。

5 同上

第四節の三 文際費等の課税の特例

(文際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に開始する各事業年度において支出する文際費等の額 (当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額 (資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額) が一億円以下である法人 (法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。) については、当該文際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額) は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一二 同上

254 省略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七條の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2-5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

一 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」とする。

7 省略

8 第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関する共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の一（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることを妨げるもののではない。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七條の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2-5 同上

6 同上

一 同上

一 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の七第二項中「並びに第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の九第一項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十第二項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」とする。

7 同上

8 第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関する共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の一（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をすることを妨げるもののではない。

ではない。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3 省 略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日

までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

1・10 省 略

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域その他これらの区域に類する地区として政令で定める地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二・十六 省 略

5・7 省 略

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対し

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3 同 上

4 同 上

1・10 同 上

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二・十六 同 上

5・7 同 上

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対し

て課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額とする。

9 省 略

10 第五項の規定は、法人税法第一百五十五条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二」並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条の三」とする。

12・13 省 略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し

て課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 同 上

10 第五項の規定は、法人税法第一百五十五条第一項に規定する法人税申告書（同法第二条第三十六号に規定する修正申告書を除く。）に、当該土地等の譲渡が第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 同 上

一 同 上

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五から第四十二条の七まで及び第四十二条の九から第四十二条の十一までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項中「並びに第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の九第一項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十第二項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項中「並びに前条第一項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第一項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」とする。

12・13 同 上

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し

て課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2-7 省略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第五項並びに第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この条及び次条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（所得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でそ

て課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2-7 同上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 法人（清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第五項並びに第六十五条の二において同じ。）の有する資産（棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下次条までにおいて同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換、買収又は消滅（以下この款において「収用等」という。）のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。）の取得（所得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。）をし、当該代替資産につき、その取得価額（その額が当該補償金、対価又は清算金の額（既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額）を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。）に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合（次条において「差益割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でそ

の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てて積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇三の五 省 略

四 省 略

二〇八 省 略

五〇八 省 略

6 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

7-12 省 略

（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十四条の二 省 略

2 法人（その法人の有する資産で前条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該法人に限る。）が収用等のあつた日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。第八項を除き、以下この条において「適格分割等」という。）を行なう場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割等の日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることの他のやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人又は被現物出資法人が当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定めるときは、当該代替資産については、当該適格分割等の日から政令で定める日までの期間）内に補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるときは、当該補償金、対価又は清算金の額で当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額の範囲内で前項の特

別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設け
価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てて積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〇三の五 同 上

三の六 同 上

四 土地等が農地法の規定に基づいて買取され、対価を取得する場合

五〇八 同 上

2-15 同 上

2-15 同 上

6 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条、第四十六条の二第一項及び第四十六条の三並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

7-12 同 上

（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十四条の二 同 上

2 法人（その法人の有する資産で前条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該法人に限る。）が収用等のあつた日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。）を行う場合において、当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割又は適格現物出資の日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることの他のやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定めるときは、当該代替資産については、当該適格分割又は適格現物出資の日から政令で定める日までの期間）内に補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるときは、当該補償金、対価又は清算金の額で当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設け

- 470 -

う。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度

当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を

納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項及び第六項において「適格合併等」という。)を行つた場合(第六十八条の七十一第五項に規定する場合を除く。)には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人(以下この条において「合併法人等」という。)に引き継ぐものとする。

一 省 略

二 適格分割等 当該適格分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が指定期間の末日までに補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をすることが見込まれる場合における当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額及び当該適格分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

5 前項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人で適格分割等を行つたもの

(当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。)にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6・7 省 略

8 前条第八項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(収用等のあつた日以後に行われるものに限る。以下この項において「適格分割等」という。)を行う場合において、当該法人が当該

たときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 同 上

一 同 上

二 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割又は適格現物出資の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が指定期間の末日までに補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をすることが見込まれる場合における当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額及び当該適格分割又は適格現物出資に際して設けた期中特別勘定の金額

5 前項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人で適格分割又は適格現物出資を行つたもの(当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。)にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に当該適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6・7 同 上

8 前条第八項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格分割等」という。)を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に補

格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をし、当該適格分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、前条第八項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

9→17 省略

償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をし、当該適格分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、前条第八項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

9→17 同上

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 法人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金（以下この条において「補償金等」という。）又は保留地の対価（中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。）を取得した場合を含む。）において、当該法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利交換又は交換（以下この条及び次条において「換地処分等」という。）により取得した資産（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（第五項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 資産につき土地收用法等の規定による収用があつた場合（第六十四条第一項第二号又は第四号の規定に該当する買取りがあつた場合を含む。）において、当該資産と同種の資産として政令で定めるものを取得するとき。

2→12 省略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡に

償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をし、当該適格分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときについて準用する。この場合において、前条第八項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

2→12 同上

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の四 同上

より取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないとときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。）

一 地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第十号において同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本労働者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（政令で定める事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二 第六十四条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。）を行う者若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者によつて当該収用の対償に充てるため買い取られる場合、住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合又は公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）

三・五 省 略

六 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号

一 地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第十号において同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本労働者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（政令で定める事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二 第六十四条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。）を行う者若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者によつて当該収用の対償に充てるため買い取られる場合、住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合又は公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）

三・五 同 上

六 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号

に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

七 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百条第一項に規定する防災街区整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地（以下この号において「認定中心市街地」という。）の整備のために同法第十二条第一項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

九 省 略

十 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三条第一項に規定する都市再生整備推進法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するた

に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

七 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百条第一項に規定する防災街区整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地（以下この号において「認定中心市街地」という。）の整備のために同法第十二条第一項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

九 同 上

十 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三条第一項に規定する都市再生整備推進法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するた

めに、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十一 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十二～十四 省 略

十四の二 総合特別区域法第二条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する國又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するため買い取られる場合

十五～二十五 省 略

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下こ

めに、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十一 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第三号の六、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十二～十四 同 上

十五～二十五 同 上

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで（次の表の第十七号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下こ

の条において同じ。) の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。)に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受けたときの下欄に規定する地域内にある事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受けたとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受けたときの下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一次に掲げる区域(政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。)内にある事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用される建物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)又はその敷地の用に供されている土地等で、当該法人により取得がされた日から引き続き所有されていたこ	既成市街地等以外の地域内(国内に限る。以下この表において同じ。)にある次に掲げる資産イ 土地等(農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては都市計画法第七条第一項の市街化区域と定めた区域(以下第三号までにおいて「市街化区域」という。)のうち同項ただし書の規定により区域区分(同項に規定す

この条において同じ。)の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第十九号の下欄に掲げる船舶については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。)に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受けたときの下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第十九号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一次に掲げる区域(政令で定める区域を除く。以下この表において「既成市街地等」という。)内にある事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用される建物(その附属設備を含む。以下この表において同じ。)又はその敷地の用に供されている土地等で、当該法人により取得がされた日から引き続き所有されていたこ	同 上

これらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれら）の資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。第九号において同じ。）が十年を超えるもの（次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

イ 首都圈整備法第二条第三項に規定する既成市街地
ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地
ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

（農業及び林業以外の事業の用に供されるものにあつては特定区域内にあるものに限るものとし、農業又は林業の用に供されるものにあつては市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

ロ 建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

これらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれら）の資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。第十七号において同じ。）が十年を超えるもの（第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

二 次に掲げる区域（既成市街地等を除く。以下この号において「大気汚染規制区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物である大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下この号において「ばい煙発生施設」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされるもの（これらの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産に該当するものを除く。）

イ 大気汚染防止法第三条第三項の規定により同条第一項の排出基準に代えて適用すべき特別の規定により都道府県の条例での規定により都道府県の条例で同法第三条第一項の排出基準に

大気汚染規制区域及び既成市街地等以外の地域のうち大気の汚染による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定める区域内にある前号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、ばい煙発生施設の設置に伴い取得をされるもの

代えて適用すべき排出基準が定められている区域

ハ イ又は口に掲げる区域に類するものとして政令で定める区域

三) 騒音規制法第三条第一項の規定

により指定された地域（既成市街地等を除く。以下この号において「騒音規制地域」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、

同法第二条第一項に規定する特定施設（以下この号において「騒音発生施設」という。）の移転又は廃棄に伴い譲渡をされるもの（これららの資産のうち第五号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

四) 次に掲げる施設の移転又は廃棄に伴い譲渡をされる土地等、建物又は構築物（これらの資産のうち既成市街地等内にあるもの及び次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）

イ) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により都道府県の条例で同条第一項の排水基準に代えて適用すべき排水基準が定められている同法第二条第一項に規定する公共用水域（以下この号において「水質汚濁規制水域」という。）に水を排出する特定施設（同条第二項に規定する特定

騒音規制地域及び既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又は口に掲げる資産で、騒音発生施設の設置に伴い取得をされるもの

既成市街地等以外の地域内にある第一号の下欄のイ又は口に掲げる資産で、特定施設、指定地域特定施設、湖沼特定施設又は指定施設（水質汚濁規制水域及び湖沼水質保全特別措置法第三条第一項の規定に基づき指定された同項の指定湖沼以外の水域のうち水質の汚濁による公害が生ずるおそれがないものとして政令で定められた水域に水又は同法第十五条第一項に規定する湖沼の水質の汚濁の原因となる物を排出するものに限る。）の設置に伴い取得をされるもの

	二 市街化区域又は既成市街地等の 地域内にある農業の用に供される 土地等、建物又は構築物
口 イ 建物、構築物又は機械及び装置 土地等	市街化区域及び既成市街地等以外の 地域内にある次に掲げる資産で、当 該法人の上欄に規定する事業の用に 供されるもの

五 市街化区域又は既成市街地等の 地域内にある農業又は林業の用に 供される土地等、建物又は構築物	八 水質汚濁防止法第二条第一項 に規定する公共用水域に水を排 出する湖沼特定施設（湖沼水質 保全特別措置法第七条第一項に 規定する湖沼特定施設）を含 む。以下この号において同じ。 ） 八 水質汚濁防止法第二条第一項 に規定する公共用水域に水を排 出する湖沼特定施設（湖沼水質 保全特別措置法第七条第一項に 規定する湖沼特定施設をいう。 以下この号において同じ。）又 は当該公共用水域に湖沼水質保 全特別措置法第十五条第一項に 規定する湖沼の水質の汚濁の原 因となる物を排出する指定施設 (同項に規定する指定施設をい う。以下この号において同じ。)で、同法第三条第二項の規定 に基づき指定された同項の指定 地域内にあるもの
口 イ 同 同 上 上	同 上

<p>四 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区</p> <p>ロ 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域</p> <p>ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第一種区域</p> <p>ロ イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>	<p>三 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区</p> <p>ロ 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域</p> <p>ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第一種区域</p> <p>ロ イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
<p>誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイに掲げる区域内にあるものについては農業及び林業以外の事業の用に、それぞれ供されるものに限る）</p>	<p>四 次に掲げる区域（以下この号において「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第五項に規定する工業団地造成事業により造成された敷地の区域</p> <p>ロ イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>

<p>八 農村地域工業等導入促進法第二</p>	<p>七 次に掲げる区域（以下第九号までにおいて「誘致区域」という。）以外の地域内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 同上</p>	<p>六 同上</p>
<p>八 農村地域工業等導入促進法第五</p>	<p>八 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項の規定による流通業務地区</p> <p>ハ イ又はロに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>	<p>八 誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（上欄のイ又はロに掲げる区域内にあるものについては農業及び林業以外の事業の用に、上欄のハに掲げる区域内にあるものにあつては政令で定める事業の用に、それぞれ供されるものに限る。）</p>